

## 建築コンサルタントの認定を受けたい場合について

### ◎申請について

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、報酬を得て、「建築物の設計」、「建築物の工事監理」、「建築工事契約に関する事務」、「建築工事の指導監督」、「建築物に関する調査又は鑑定」及び「建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理」の業務を行う場合には、建築士事務所登録が必要となります。

また、建築士事務所登録は、事務所所在地の都道府県知事ごとに受けるため、法人等で支店や営業所等を設けて、そこでも設計等の業務を行う場合には登録が必要となります。

そのため、浜田市においては、登録を受けている支店や営業所等でしか認定ができませんので、受任者で認定を希望される場合は登録を受けている支店や営業所等で申請してください。

### ◎提出書類について

本社（委任なし）で認定を希望される場合は、本社の『登録証明書』を、受任者で認定を希望される場合は、委任先の支店や営業所等の『登録証明書』の提出をお願いします。証明書については、申請日前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

提出いただいた書類で受任者での登録を確認できない場合は、登録を確認できる営業所での申請に変更していただきますので、ご承知おきください。

### ◆建築士法第 23 条第 1 項◆

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理（木造建築士又は木造建築士を使用する者（木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。）にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。）を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。